

# ビッグデータを活用した移住促進テストマーケティング業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ビッグデータを活用した移住促進テストマーケティング業務

## 2 目的

本業務は、富山県への移住促進において、ビッグデータ（生活者の検索行動及び位置情報等の行動データ等）を活用し、従来の属性に依存しない「インテント（生活者の課題・関心）」を起点としたマーケティング手法の有効性を検証することを目的とする。また、本業務を通じて、施策の効果を定量的に可視化し、次年度以降の政策立案に資する基礎データを取得する。

## 3 業務内容

### (1) データ分析業務

#### ① データ分析

(2) で示す、動的ペルソナを元にしたターゲットを設計するため、検索データ及び位置情報データ等の複合的な分析を行うこと。具体的には、移住だけでなく、関係人口や交流人口的な関わり方をする方（副業、二地域居住、スマート農業、教育環境など、多様化するライフスタイルニーズ）との掛け合わせ分析、どう移住と接続するかの分析を行うこと。

#### ② ユーザーの関心・課題に基づくキーワード抽出

(2) で示す、動的ペルソナを元にしたターゲットの関心・課題に基づくキーワード抽出を行うこと。

#### ③ 競合自治体との比較分析

(4) で示す、富山県が打ち出すべきポイントや施策を設計するため、競合自治体との比較分析を行うこと。

### (2) ターゲット設定

#### ① インテント起点のセグメント設計

居住地や年代に依存せず、「インテント（生活者の課題・関心）」を起点とし、富山県の強みと合わせて、概ね3つのグループにセグメンテーションを行うこと。

#### ② 複数データを統合した動的ペルソナの設定

セグメント設計を行った上で、移住関連情報を提供するにふさわしいターゲット（ペルソナ）を設定すること。なお、ペルソナは(6)で示す効果測定を踏まえ、継続的に更新していくため、更新可能な設計にすること。

### (3) 仮説・施策設計

#### ① 目標値（KPI）の設定

移住者数を増加させるという目的（KGI）に対して、施策の最適化を行う目的にふさわし

い KPI を設定すること。なお、その数値を計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定なども、行うこと。

なお、設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

## ②カスタマージャーニーの設計

ビッグデータやターゲットの行動ニーズ等に基づき、移住に至るまでのプロセス（潜在期・検討期・深化期・アクション期）を定義すること。

## ③広告およびコンテンツの企画立案

②で設定したカスタマージャーニーの各フェーズにおける最適なチャネルや手法等を、最新のトレンドに即して設定すること。

### （4）広告配信・運用

#### ①分析・仮説に基づくターゲティング配信

（1）～（3）で分析し、仮説を設定したターゲットに向けて、インターネット広告等を実施し、配信結果を分析すること。

なお、デジタル（WEB・SNS）による広告配信だけでなく、デジタルサイネージや交通広告の副次的な活用は認めるものとする。

#### ②複数媒体を横断した配信最適化

従来 of 媒体別最適化から、移住希望者等の意思決定プロセスを軸とした「ジャーニー主導」の配信最適化を図る手法や予算配分を提案すること。

### （5）コンテンツ活用

#### ①ユーザー生成コンテンツ（UGC）の収集・活用

移住者検討者や移住経験者の自然な発信を活かした PR 戦略を行っていくため、ユーザー生成コンテンツ（UGC）の収集を行い、「自然発生的な口コミ」を促進させる活用方法を提案すること。

### （6）効果測定

#### ①広告接触後の行動分析

広告接触を起点とし、その後の多角的な行動を「点」ではなく「線（ジャーニー）」として捕捉し、分析を行うこと。接触履歴から、ターゲットの意図（インテント）と行動を特定し、動的ペルソナと配信最適化に反映させること。

#### ②コンバージョン測定及び改善提案

（3）①で設定した KPI やその他設定が必要なコンバージョンを設定・測定し、ターゲットの意図（インテント）等とかけ合わせて分析し、改善提案や今後の施策の提案を行うこと。

また、改善提案の内容については、ターゲット設定や広告運用等に加え、AI 検索対策等の最新のトレンドに即したものを提案すること。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

#### 5 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、委託者は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (5) 感染症や災害等の発生により、セミナー等の開催時期の変更あるいは中止する可能性があるが、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (6) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県に申入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、富山県と受託者とで協議すること。
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の遂行にあたり、別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (9) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議をすること。